

2022年5月17日

## 全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大の進捗について

厚生労働省 医政局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 【目指すべき姿】

最終的には、全国どこでも安心して自身の保健医療情報が医師などに安全に共有されることにより、通常時に加え、救急や災害時であっても、より適切で迅速な診断や検査、治療等を受けることを可能とする。令和3年7月からは特定健診情報を、同年10月からはレセプト記載の薬剤情報を確認できる仕組みの運用を開始したところ、その後も確認できる情報を順次追加。

## (薬剤情報とあわせて提供予定の情報)

基本情報 : 氏名 性別 生年月日 調剤年月日 医療機関名 ※ 医療機関名は患者のみ提供

薬剤情報 : 薬剤名

### ① 過去の受診医療機関への照会が可能となる情報

基本情報 : 医療機関名 診療年月日

### ② 過去や現在の具体的な診療歴を把握することにより、今後のより適切な診断や検査、治療方針の検討に有用と考えられる情報

診療行為 : 手術(移植・輸血含む) + 入院料等 のうち、短期滞在手術等基本料

放射線治療

画像診断

病理診断

※ 画像診断・病理診断の実施状況が確認可能

医学管理等 + 在宅医療 のうち、在宅療養指導管理料

処置 のうち、人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流

注 : レセプト上の傷病名の提供に当たっては、患者への告知を前提とすることとし、レセプト上で告知状況を確認できる方法を十分に議論した上で、あらためて提供の仕組みを検討・実装することとする。

## ○成長戦略フォローアップ

第80回社会保障審議会医療部会  
(令和3年8月5日) 資料5 より抜粋

### 8. 新たな成長に向けた競争政策等の在り方 (1) 規制改革の推進 i) 国家戦略特区の推進 ②国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開

#### (病床規制の特例による病床の新設・増床の容認)

- 世界最高水準の高度の医療を提供する事業を実施する医療機関から病院の開設・増床の許可申請があった場合、都道府県は、当該事業に必要な病床数を既存の基準病床数に加えて得た数を、基準病床数とみなして許可できる特例の全国展開について、2021年度中に検討し、結論を得る。

### 12. 重要分野における取組 (2) 医薬品産業の成長戦略 ii) データヘルス、健康・医療・介護のDX ①データヘルス(健康・医療・介護でのデータ利活用)の推進

#### (医療機関等における健康・医療情報の連携・活用)

- レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報を全国の医療機関等が確認できる仕組みについては、特定健診情報は遅くとも2021年10月までに、また、薬剤情報についても同月から確認できるようにする。さらに、手術の情報など対象となる情報を拡大し、2022年夏を目途に確認できるようにする。
- 電子カルテ情報及び交換方式の標準化については、2020年12月に医療現場の有用性を考慮し、技術の発展に対応できるような国際的なデータ連携仕様等に基づいた、HL7FHIRの規格を用いることを検討することとされたことを踏まえ、医療情報化支援基金の活用等により、実務的な調整・設計を踏まえた標準化や中小規模の医療機関を含めた電子カルテの導入を促進するため、具体的な方策について結論を得る。

#### (健康・医療・介護情報のビッグデータとしての活用)

- 医療分野の研究開発における医療情報の利活用を推進するため、次世代医療基盤法について、認定事業者の事業運営のための環境の整備に取り組むとともに、2023年度中に施行状況を踏まえ、認定事業者による仮名化情報の取扱い等の在り方を検討する。

## 手術情報の共有について今後の進め方（案）

今回のACTION1の医療情報の拡充に当たっては、①どういった情報が共有されるか充分な周知を行うことに加え、②機微情報（手術情報）の共有について特段の配慮が必要との指摘を踏まえ、以下の措置を講じる方向で検討する。

- 「医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組み」のうち、手術情報の医療機関や薬局での情報共有については、個別に同意を得る仕組みを構築した後に開始する（令和5年5月目途）。
- 手術以外の情報については、本年9月より予定通り運用を開始する。なお、マイナーポータルを通じた患者が自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みについては、手術情報も含めて本年9月より予定通り運用を開始する。

# 医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組み（ACTION 1）

手術情報の共有について特段の配慮が必要との指摘を踏まえ、以下の運用とする。

- ・医療機関や薬局への手術情報の共有は、個別に同意を得る仕組みを構築した後に開始する（令和5年5月目途）。
- ・手術情報以外の医療機関・薬局への共有は、令和4年9月より予定通り運用を開始する。なお、マイナポータルを通じた患者が自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みは、手術情報も含めて令和4年9月より予定通り運用を開始する。

## 現状

- 災害や感染症拡大期等には、患者の医療情報の入手が難しく、重症化リスクや継続が必要な治療の把握が困難
- 高齢者や意識障害の救急患者等の抗血栓薬等の薬剤情報や過去の手術・移植歴、透析等の確認が困難
- 複数医療機関を受診する患者において、治療内容の総合的な把握が困難

## 改革後

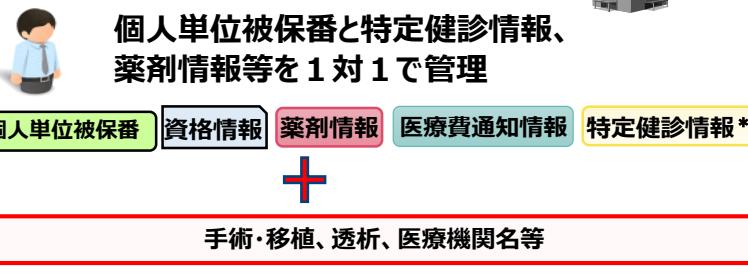
- ・災害時  
別の医療機関で患者の情報を確認し必要な治療継続
- ・救急搬送された意識障害の患者等  
手術や薬剤情報等を確認することで、より適切で迅速な検査、診断、治療等を実施
- ・複数医療機関にまたがる患者  
情報を集約して把握。患者の総合的な把握が求められるかかりつけ医の診療にも資する
- ・問診・治療経過の確認の負担軽減、正確な把握
- ・感染症拡大期等対面診療が難しい場合（今後）  
患者の情報を補完し、適切に診療

## ◆改革のイメージ◆ マイナポータル



## オンライン資格確認等システム

個人単位被保番と特定健診情報、  
薬剤情報等を1対1で管理



## 保険者

個人単位被保番

特定健診情報 \*

\* 75歳以上の者については広域連合が行う  
後期高齢者健診の情報



※1 マイナンバーカードにより本人確認と本人から同意を取得した上で、医療機関・薬局が運営主体に薬剤情報等を照会する。運営主体はオンラインで薬剤情報等を回答する。

※2 電子カルテの情報については、相互運用性の標準規格の開発等を行い、医療情報化支援基金の活用等により、技術動向を踏まえた医療情報システムの標準化を進める。

<sup>†</sup> 医療機関・薬局への手術情報の共有は、個別に同意を得る仕組みを構築した後に運用を開始する（令和5年5月目途）。